一般社団法人 日本救急救命士会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本定款施行細則(以下「本細則」という。)は、一般社団法人 日本救急救命士会(以下「当法人」という。)の定款の施行、その他当法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章 会費

(会費)

第2条 当法人の入会金・会費は、次のとおりとする。

- ・入会金: 金5,000円
- ・年会費
- (1)正会員 金 5,000円(ただし入会初年度無料)
- (2) 正会員(評議員) 金 10,000円
- (3) 賛助会員 金 100,000 円 (一口以上)
- 2 名誉会員は、会費を免除するものとする。

第3章 評議員の選任

(評議員総数)

第3条 評議員の総数は、当面の間、100名程度とする。

(評議員候補者資格)

第4条 当法人の正会員であって、評議員になるため審査を受けようとする者(以下「評議 員候補者」という。)は、評議員審査申込みの申請時に以下の諸条件をすべて具備していな ければならない。

- (1) 救急救命士国家資格取得後5年、連続して3年以上当法人の正会員であり、かつ会費を完納していること
- (2) 評議員1名の推薦があること。ただし、再任の場合は不要とする。
- (3) 救急業務に関して十分な実績(※) を有していること

※学会及び全国救急隊員シンポジウムでの発表・講師・座長、救急救命に関する標準化コー

スでの指導または受講歴、医療系学生等への教育歴

- (4) 再任を希望する評議員候補者の場合、現任中に連続して評議員会を 2 回以上欠席していないこと(現地出席・Web会議システムによる出席いずれも可とする。) ただし、正当な事由により出席していない場合は除くものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、理事会が評議員として相応しいと認めた者も評議員候補者となることができる。

(公示)

第5条 会長は、理事会、評議員選出委員会の定める適宜の時期に、以下の各号を正会員に 公告(または通知)しなければならない。なお、公告は当法人のホームページに掲載する方 法により行う。

- ① 選出する評議員の総数
- ② 審査申請書類の交付請求締め切り期日
- ③ 審査申請書類の受理締切日(当日消印まで有効)
- ④ 立候補に必要な条件
- ⑤ その他、評議員選出委員会、理事会で定めた事項

(審査申込み)

第6条 評議員候補者(第3条第2項の評議員候補者、再任を希望する評議員候補者も含む。)は、前条第3号の受理締切日までに、審査申請書類を郵便(書留、簡易書留、レターパック等の追跡ができる郵便形式、またはインターネットを使用した形式)にて、当法人に提出しなければならない。

(評議員選出委員会の構成)

第7条 評議員選出委員会は、以下の8名により構成する。

- 選出委員長
 1名
- ② 選出副委員長 1名
- ③ 選出委員 6名
- 2 前項の評議員選出委員会の構成員は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会に おいて、以下の規定により選任し、会長が委嘱する。
- ① 選出委員長は、理事の中から理事会の決議により選任する。
- ② 選出副委員長は、選出委員長が指名する。
- ③選出委員は、選出委員長が評議員の中から指名する。
- 3 委員の任期は4年(選任後、4年後に実施される第8条第1号の定例選出の作業が終了するときまで)とする。再任を妨げないが、2期を超えてはならない。なお、委員の構成は 半数以上の交代を原則とする。

4 選出委員に欠員が生じた場合は、第2項の定めに従い欠員を補充するものとする。

(評議員選出委員会の開催)

第8条 評議員選出委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 評議員選出委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状による出席は認めない。
- 3 評議員選出委員会の議長は、選出委員長が務める。
- 4 評議員選出委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長が決するところによる。
- 5 評議員選出委員会の議事録は、委員長が作成し、署名又は記名捺印のうえ、事務局に保 管する。
- 6 評議員選出委員会の議事内容は原則非公開とする。

(選出手順等)

第9条 評議員選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、以下の 手順等により評議員を選出する。

(1) 定例選出

第6条の規定により審査申込みのあった評議員候補者を対象に、評議員選出委員会での審査、および理事会への報告を経た後、最初に開催される定時評議員会においてその承認決議を行う。ただし、評議員の選出は原則として4年毎に実施するものとする。

(2) 臨時(追加)選出

前号の規定にかかわらず、以下に定める場合は、評議員選出委員会での審査、および理事会への報告を経た後、最初に開催される評議員会においてその承認決議を行う。

- ① 評議員数が著しく減少し、理事会が追加選出を要すると認めた場合
- ② 会員数が増加等、理事会が追加選出を要すると認めた場合

(評議員の選任等)

第 10 条 評議員候補者は定款第 13 条第 1 項の規定により、評議員会での承認をもって、 当法人の評議員となる。

2 評議員の任期等は、定款の規定による。

(評議員選任にかかる規定外事項)

第 11 条 本章に定めるほか、評議員の選任につき必要な事項は、理事会において定めるものとする。

第4章 役員の選任

(選挙理事・選挙監事)

第12条 理事及び監事の選任は、選挙により行う。選挙により選任される理事及び監事を 選挙理事、選挙監事とし、選挙理事は17名以内、選挙監事は2名以内とする。

- 2 会長は、選挙が行われる年の理事会で定めた適宜の時期に、以下の各号を評議員に公告 (または通知)しなければならない。なお、公告は当法人のホームページに掲載する方法に より行う。
- ① 理事候補者、監事候補者への立候補に必要な条件
- ② 理事候補者、監事候補者への立候補に必要な書類等
- ③ 立候補書類の請求と送付方法
- ④ 立候補書類の受理締切日(当日消印まで有効)
- ⑤ その他、理事会で定めた事項
- 3 選挙理事及び選挙監事の資格は、原則として次のとおりとする。
- ① 評議員であり、かつ会費を完納していること。
- ② 任期満了に伴う改選の年の4月1日現在において、満68歳未満であること。

(立候補等)

第13条 理事候補者及び監事候補者に立候補しようとする者は、前条第2項第4号の受理 締切日までに、所定の立候補書類を郵便(書留、簡易書留、レターパック等の追跡ができる 郵便形式、またはインターネットを使用した形式)にて、当法人事務局に提出しなければな らない。

- 2 評議員は、他の評議員を理事候補者及び監事候補者の立候補者として、推薦することができる。ただし、被推薦者の承諾を得なければならない。
- 3 理事候補者及び監事候補者に立候補できるのは、前条の公告時に評議員である者とする。ただし、監事の職務の独立性、重要性に鑑み、監事候補者については、理事会の承認を経て、評議員以外の者(名誉会員を含む。)を推薦し、立候補者とすることを妨げない。

(非選挙理事・非選挙監事)

第14条 前2項の規定にかかわらず、理事会の決議により、選挙によらない理事(以下「非 選挙理事」という。)3名以内、選挙によらない監事(以下「非選挙監事」という。)の選任 を評議員会に諮ることができる。

2 非選挙理事、非選挙監事は、定款第 27 条第 1 項但書の規定に基づき、当法人の評議員 以外から選任することを妨げない。

(理事及び監事選挙の投票等)

第 15 条 選挙理事 17 名以内 及び選挙監事 2 名以内の選挙は、評議員の投票により行う。 なお、委任状による投票は認めない。

- 2 名誉会員、非選挙理事(投票時に評議員の資格を有する者を除く)は、選挙権を有しない。
- 3 投票は、所定の用紙に理事5名、監事2名を連記する方法により行う。
- 4 有効得票数の最も多い者から順次、理事は上位17名、監事は上位2名を当選者とする。
- 5 得票数が同数の場合は、会員歴の長い者をもって当選者とする。
- 6 前項の当選者及び非選挙理事、非選挙監事につき、定時評議員会にその承認を諮るもの とし、その承認決議を受けて当法人の理事及び監事として選任される。
- 7 当選者が理事及び監事に選任された後、辞任、死亡等により理事又は監事に欠員が生じた場合、新たに選挙は行わず、次点者のうちから得票数の多い順に、順次、欠員を補充のための理事候補者又は監事候補者として評議員会に選任を諮ることができる。

(選挙の特則)

第 16 条 選挙理事及び選挙監事の立候補者がそれぞれ所定の人数(選挙理事 17 名、選挙 監事 2 名)に達しない場合は、選挙を行わず、立候補者全員が当選者となり、当該当選者の 選任を定時評議員会に諮るものとする。

- 2 立候補者が定款第25条第1項に規定する定数の下限を割る場合は、理事会の決議により、定数の下限を満たす人数の理事候補者及び監事候補者を選出するものとする。
- 3 前項の監事候補者は、評議員以外から選出することを妨げない。
- 4 天災、疫病の蔓延等により物理的な評議員会の開催、評議員の出席が困難である場合には、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び選挙監事候補者の選挙を実施することができる。

(理事・監事選任にかかる規定外事項)

第 17 条 本章に定めるほか、理事及び監事の選任につき必要な事項は、評議員会において 定めるものとする。

第5章 会長の選定及び任期

(会長、副会長の選定)

第 18 条 会長および副会長は、選挙を実施した評議員会後に開催される新理事会において 選定する。

2 会長および副会長の選定方法は、理事会において定める。

3 会長および副会長は、再任を妨げないが、連続して3期までとする。

第6章 定款施行細則の改廃

(改廃)

第19条 本細則の改正又は廃止は、評議員会の決議によらなければならない。

第7章 雑 則

(規定外事項)

第20条 本細則に規定のない事項については、評議員会又は理事会の決議により制定する内規による。

附則 1. 天災、疫病の蔓延等により物理的な評議員会の開催、評議員の出席が困難である場合には、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び選挙監事候補者の選挙を実施することができる。